



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 376号 2011.5.16 発行 社会政策研究所

「ミンナ DE カオウヤ」プロジェクトは、東日本大震災で被災した障害者福祉事業所の製品を都市部で販売する参加型プロジェクト。

- ・ 5月25日（水）～梅田スカイビル B1F 滝見小路店オープン
- ・ 5月27日（金）～29日（日）大阪・道頓堀 です。

被災者支援、関西企業がNPOと連携 機動的な支援展開

日経新聞 2011年5月13日

東日本大震災で、関西企業と非営利組織（NPO）など民間団体が連携して被災者支援に取り組むケースが相次いでいる。従来、企業は国や自治体に主に物資提供の形で協力する例が多いが、関西企業は阪神大震災の経験からNPOとの連携がより効果的な支援につながると判断。企業では手が届かないようなきめ細かな被災地支援で実効性を高めることを狙う。

積水ハウスは障害者雇用や起業支援を手がけるインサイト（大阪市）、障害者支援に取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）み・らいず（同市）などと組み、被災地の福祉作業所の商品を域外で販売する「ミンナDEカオウヤ」プロジェクトを始めた。買い物を通じ、被災地を支える。

今月25日、本社のある梅田スカイビルに8月までの期間限定ショップを開く。積水側が空きスペース（約100平方メートル）を無償提供。菓子類や木工品などを扱う。積水ハウスは「日ごろからNPOとの関係を深めてきたことが今回の取り組みにつながった。効果的な支援をしたい」と話す。

ヤマト運輸グループの神戸ヤマト運輸（神戸市）は、被災者に衣料品や雑貨などを贈る認定NPO法人「阪神淡路大震災1.17希望の灯（あか）り」（同市、堀内正美代表）のタスキ・プロジェクトに協力。福島、宮城、岩手の3県に物資を運ぶトラックを無償提供し、運転手も派遣した。今後も継続する。

同社は「NPOは被災者とのかかわり方が上手。物流ノウハウを持つ我々が連携するとより効果的」とみる。

パナソニックの社内カンパニー、AVCネットワークス社は被災地支援に取り組むNPOや非政府組織（NGO）に、強度と耐久性の高い屋外型ノートパソコン「タブブック」の新品などを無料で貸し出すプログラムを始めた。担当者は「阪神大震災の際、神戸工場が被災し、全国から支援を受けた。今回は民間団体を側面から支え、復興の一助に」と話す。

被災地から地元の公営住宅に避難してきた人への生活支援も始まった。

生協のならコープ（奈良市）などはNPO法人、奈良NPOセンター（奈良市）と「奈良災害支援ネット」を設立。被災地から奈良県内に避難してきた人への支援に取り組む。市民から物資を募るとともに、両生協が生活用品を提供。エディオン、大阪ガスも冷蔵庫、洗濯機やガスコンロなどを無償で贈っている。

企業とNPO・NGOとの関係は従来、希薄だったが、1995年の阪神大震災をきっかけに流れが変わった。特に関西ではその傾向が強い。

企業側としては企業の社会的責任（CSR）をどう拡充するかを探る中で、かねてNPOやNGOが持つ情報や小回りのきく活動を評価。NPO・NGOも企業の資金力や組織力に着目し、連携を深めてきた。

被災地支援では、国や自治体を実施する対策は「公平が原則で、被災者の細かなニーズには応えきれない」（日本災害復興学会の村井雅清副会長）のが実情。被災者の当面の生活支援から、長期にわたる復旧・復興の過程で、企業とNPO・NGOが国や自治体の機能を補完する「新しい公共」の担い手として重要になりそうだ。

障害者の自立、就労を支援 本家かまどや氷上店

神戸新聞 2011年5月16日

丹波市氷上町市辺の弁当チェーン「本家かまどや氷上店」が、障害者の雇用や自立支援に力を入れている。2010年5月の改装オープンに合わせ、知的障害がある女性（22）を採用。今では従業員の3分の2に当たる6人の障害者が働く。最初に採用された女性は1年間、無遅刻、無欠勤を貫き、11年1月から念願の一人暮らしを始めた。店の売り上げも前年の2倍に伸びており、同店は近く、障害者が一般従業員に近い賃金で働ける事業所認定を兵庫県に申請する。認められれば、丹波地域では初のケースとなる。（阿部江利）

この女性を採用するきっかけは、改装オープンの求人に対し、篠山市の社会福祉法人が雇用を打診したことだった。働く意志を持つ障害者は多いが、受け入れる事業所が少ないことを知り、面接を引き受けたという。

「働きたい」という思いの強さを買われ、試験的に採用されることになった女性。店側に「他の従業員と同じように扱ってほしい」と伝え、厳しい指導も受けた。当初、大きな声で「いらっしやいませ」と言えなかったが、今では声を張り上げ、お客さんを迎える。

昨年9月には、篠山市のグループホームを出て暮らし始めた。最初の3カ月間は同店のマネジャー（28）と一緒に生活し、洗濯やごみ出しなどの生活ルールを教わったという。

同店は、この女性に続き、精神障害や身体障害のある4人を採用。今年4月から、県立氷上特別支援学校を卒業した男性（18）が、実習での働きぶりを買われて仲間入りした。荒木さんは「後輩も増えた。任された仕事をしっかりこなしたい」と意気込む。

一方、従業員の接客や地道な営業活動が奏功し、業績も倍増。6月にも、障害者に最低賃金以上の給与を支給する「障害者就労継続支援A型事業所」の認定を申請。新たに丹波地域の障害者9人を採用し、同店に納入する地元産野菜の栽培などにも乗り出すという。

十倉さんは「苦手なことは互いにフォローし合えばいい」と話し、「この店を通過点に多くの障害者に自立に向けて自信をつけてもらいたい」と話す。（阿部江利）

しつけは子どもの立場で 児童虐待防止シンポ

大阪日日新聞 2011年5月16日

自身の子育て体験を披露する照英さん（右）＝15日午後、大阪市中央区

児童虐待防止について考えるシンポジウム（NHK厚生文化事業団主催）が15日、大阪市中央区の松下IMPホールで開かれた。専門家や2児の子育て真っ最中の俳優、照英さんらが参加し、育児ストレスをためないポイントや子どもとの向き合い方について意見交換した。

シンポジウムには、育児や虐待の問題に詳しく



い 恵泉女学園大の大日向雅美教授や大阪市立大の山縣文治教授が参加。

母親が育児ストレスをためる背景として、理想よりつらい子育ての現実や、社会から取り残される疎外感、夫婦間のコミュニケーション不全などを列挙した。対策として、夫が感謝の言葉を述べたり、妻の話最後まで受け止めたりと、「夫婦間の絆を築く」必要性を強調した。

子どものしつけ方については、「ちゃんとしなさい」ではなく、駄目な点を具体的に説明するなど、「子どもの立場に立って通訳すべき」と指摘。また、親は自分が怒る状況をあらかじめ見通しておき、「手を出す前に 10 数えて冷静になる」などの対応を例示した。

一方、照英さんは、「母親や父親は女優、男優になって」と助言。時には弱い面も見せるなど「違った自分を演じると子どもの成長につながる」と自身の体験を紹介した。

介護人材確保・処遇改善策、新サービスについて議論

～社会保障審議会 介護給付費分科会（第 74 回）～(経営協情報 23 年 5 月 13 日号より)

第 74 回社会保障審議会介護給付費分科会が 5 月 13 日に開催され、介護人材の確保と処遇の改善策、および新設されるサービス（定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス）について協議が行われた。

①介護人材の確保と処遇改善策について

厚生労働省からは、介護保険創設後、介護職員数が倍増していること、介護分野は他の医療福祉分野と比較して給与水準が低いこと、介護分野の有効求人倍率は失業率に反比例して推移していること等の統計データや、介護職員処遇改善交付金の実施状況およびその影響等について説明があり、以下の「主な論点」にもとづいて、議論が進められた。

主な論点

- 介護職員の賃金水準は、平成 21 年度介護報酬改定や、介護職員処遇改善交付金などにより、着実に改善している。
- 介護職員の賃金については、将来的に労使間の自立的な取組みによって決定する仕組みにする必要があることや、現在の財政状況を鑑みて、平成 23 年度末で廃止される介護職員処遇改善交付金の対応について、どのように考えるか。
- 仮に、介護報酬で評価することとした場合、現在の賃金水準が引き下がらないようにするためには、どういった方策が考えられるか。
- また、有効求人倍率は低下傾向、入職率も上昇傾向で推移する一方で、離職率は事業所ごとに二極化し、特に就業形態やサービス類型によって差がある状況である。
- 今後、介護職員の円滑な入職、定着に資するよう、介護職員の賃金以外の処遇改善に向けキャリアアップの仕組みの導入など、どのように対応するべきか。

委員からは、他産業に比べ低い処遇については引き続き改善を進める必要があること、賃金の地域差を考慮した対応を図るべきこと等の、おおむね共通した意見が出されたが、処遇で、

改善交付金の 24 年度以降の取扱いについては、介護報酬に組み入れるべきとする意見と、報酬とは別枠の交付金の仕組みを継続するべきという両方の意見が出された。報酬に組み入れるべきとした委員からは、報酬増加分が処遇改善の財源として使われるような仕組みとすること、賃金だけでなく人件費として、職員の処遇のために使うという視点や賃金の地域差を考慮すべきことなどの意見が併せて示された。一方、交付金を継続すべきとした委員からは、職員の質とともに量の確保が必要であること、社会全体で介護職員給与を負担すべき、介護保険料アップを避けるべき、などの意見が示された。これらの意見に対して、そもそも介護保険制度の中で職員賃金を負担する仕組みとすべき、利用者負担の軽減

については既存の低所得対策を活用すべき、といった意見が出された。

②定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービスについて、

厚生労働省から、両サービスについて、要介護3以上の重度者や医療ニーズの高い要介護者の在宅生活の限界点を引き上げるといった目的や、それぞれ想定しているサービスの内容シミュレーション等について説明され、以下の論点が示された。

主な論点

(各サービスの) 基準・報酬については、以下のような基本的な考え方を実現するという観点に立って検討すべきではないか。

(定期巡回・随時対応サービス)

① 利用者の心身の状況に応じて、必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供(短時間の定期巡回型訪問+随時対応)

② 24時間の対応体制の確保

③ 介護・看護サービスの一体的提供

④ 人材確保、経営の安定化

(小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービス)

① 利用者のニーズに応じて、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊のサービスを柔軟に提供

② 介護・看護サービスの一体的提供

③ 人材確保、経営の安定化

委員からは、資料に提示されたサービス内容を実施するための提供体制をとるだけの介護報酬を確保できるのか、という懸念が示された。また、区域・提供体制等について柔軟な対応をはかるべきという意見があった。

今後の検討の進め方について以下の(案)が示され、特に意見は出されず、了承された。

【平成23年】

4月～夏頃 フリートーキング+事業者団体等ヒアリング

<テーマ>

4月13日 総論

4月27日 総論、地域区分について

5月13日 介護人材の確保と処遇の改善策について

定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービスについて

今後(未定) ・高齢者施設について ・医療と介護の連携について ・リハビリ、軽度者への対応について ・認知省への対応について など

※事業者団体等ヒアリングについては、テーマに応じて選定予定。

秋頃～12月 居宅サービス・施設サービス等について議論(各論)

12月中旬 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

平成24年度政府予算編成

【平成24年】

1月 介護報酬改定案 諮問・答申

4月 平成24年4月改定施行

第4回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会

平成23年5月13日、第4回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会が開催されました。

そこで示された差別禁止部会の今後のおおまかなスケジュール(案)です。

●基本論点

- 1) 障害の定義
 範囲： 現在、過去、将来、外貌、看做し
 障害概念： 医学モデルと社会モデルとの関連
- 2) 適用対象
 障害者： 有資格などの限定をどう考えるか
 非障害者： 障害のない人についてどう考えるか
- 3) 差別の定義
 類型： 直接差別、間接差別、合理的配慮
 例外規定： その範囲や立証責任との関係
- 4) 個別分野ごとの検討
 特定分野： 各論としてピックアップすべき分野とは
 対象事項： 差別禁止の対象事項の選定
 各論定義： 各論ごとの差別の定義（特に合理的配慮の内容）
- 5) 救済手続の在り方
 内部解決手続： 継続的關係が前提となる分野における合意、形成ルールの必要性等
 行政救済手続： 話し合い、調停、審判等の行政救済手続きの在り方
 司法手続： 最終的には司法手続きにつなげる場合、原告適格や立証責任などを意識した規定の必要性

●目標

- 1) 最終目標：2013 年に法案提出
- 2) 中間目標：2012 年夏を目途に「まとめ」

●中間目標までのスケジュール：

- 2011 年 6 月 差別の具体的事例、裁判や行政手続での事例について、ヒアリング
 7 月 一般的議論（障害の定義、差別の定義）
 8 月 一般的議論（続き）
 9 月 個別分野ごとの検討（2分野）
 10 月 個別分野ごとの検討（2分野）
 11 月 個別分野ごとの検討（2分野）
 12 月 個別分野ごとの検討（2分野）
- 2012 年 1 月 個別分野ごとの検討（2分野）
 2 月 個別分野ごとの検討（2分野）
 3 月 救済手続きの在り方
 4 月 救済手続きの在り方
 5 月 救済手続きの在り方
 6 月 部会としてのまとめ（検討）
 7 月 部会としてのまとめ（検討）
 8 月 まとめの採択
 9 月～2013 年 2 月 未定
- 2013 年 3 月 法案を閣議へ

※各省、関係団体ヒアリングを 2012 年の夏ごろ

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

